

水道施設台帳整備業務委託

特記仕様書

伊賀市上下水道部

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、伊賀市上下水道部（以下「発注者」という。）が発注する水道施設台帳整備業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、発注者が保有する水道施設（以下「施設」という。）の台帳情報を汎用システムにより電子化し、適切に管理することを目的とする。

3. 履行期限

令和4年2月28日まで

4. 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報内容などを第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

第2章 業務概要

1. 作業項目及び対象数量

本業務の作業項目及び対象数量は以下の通りとする。

(1) 水道施設台帳システム開発	1式
(2) 画像データ作成（図面、写真等）	945枚
(3) 浄水場	16施設
(4) その他施設（取水施設、ポンプ場、配水池等）	125施設
(5) システム動作マニュアル作成	1式

2. システムの構築

(1) 現地踏査、資料収集

現地踏査を実施し、対象施設の確認を行う。また、施設の全景、各設備の銘板等の写真撮影をする。銘板に記録されている情報は、施設台帳を補完するものとしてデータ整備に活用する。

(2) 施設台帳データ整備

施設台帳の管理項目は名称、分類、能力仕様・形式、製造会社、設置場所、竣工年度、現在価格（更新費用）、法定耐用年数などを標準とし、その他必要な管理項目は協議にて決定する。

現地踏査で撮影した写真データについても施設台帳データの一部として参照可能となるよう整備を行う。

業務の目的を踏まえ、図面データの整備登録を行う。図面データの整備においては、CADデータを保有している図面は、JWCAD対応形式に変換し登録する。CADデータが入手できない場合は、完成図書の図面をスキャニングして登録をする。

施設台帳データはCSVファイルで出力出来るようにする。

受注者は、発注者が整備する固定資産台帳に必要なデータの提供、打合せ等を行い、所要の支援を行うものとする。

(3) データ更新の検討

発注者が維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法等について検討する。（閲覧・登録・変更・削除等）

(4) データバックアップ

システムデータは発注者が簡単な操作でデータバックアップが出来るようにすること。

(5) マニュアル作成

システムの構築後、維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法や実施体制について検討し、施設台帳システム利用・データ更新等のマニュアルを作成する。

第3章 成果品

1. 成果品

本業務の成果品は、次の通りとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 打合記録簿 1部
- (3) システム動作マニュアル 2部
- (4) 水道施設台帳システム 1式

・・・パーソナルコンピュータ本体、周辺機器、台帳システム

《パーソナルコンピュータ仕様》

- ・ノートパソコン型
- ・バッテリー駆動持続時間：6時間以上
- ・ディスプレイ：サイズ17インチ以上
ノングレア（非光沢）タイプ
解像度フルHD（横1920×縦1080ピクセル）以上
- ・DVDマルチドライブ（書き込み可）
- ・コネクタ類：下記の周辺機器と接続可能なインターフェースを持っていること
- ・CPU：INTEL Core i7相当（Core i7-10750H同等以上を想定）
- ・メモリ：16GB以上
- ・ストレージ：SSD 512GB以上
- ・グラフィック：NVIDIA GeForceGTX1080同等以上の描画能力を有していること
- ・OS：Microsoft Windows 10 Home（64ビット）インストール済みであること
- ・ソフトウェア：Microsoft Office インストール済みであること
PDFファイル編集ソフトがインストール済みであること

※OSについては最新バージョンのWindowsで最新のアップデート適用済みのものの納品を想定しており、詳細については協議し定めるものとする。

※CPU、グラフィック性能等については調達する製品により内蔵ハードウェアの可能な組合せが限定されるため、詳細は契約締結後に協議し定めるものとする。

《周辺機器仕様》

- ・マウス
- ・外付けSSDドライブ：512GB以上（USB3.0又はType-C接続のもの）

水道施設台帳整備業務委託

特記仕様書

伊賀市上下水道部

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、伊賀市上下水道部（以下「発注者」という。）が発注する水道施設台帳整備業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、発注者が保有する水道施設（以下「施設」という。）の台帳情報を汎用システムにより電子化し、適切に管理することを目的とする。

3. 履行期限

令和4年2月28日まで

4. 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報内容などを第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

第2章 業務概要

1. 作業項目及び対象数量

本業務の作業項目及び対象数量は以下の通りとする。

(1) 水道施設台帳システム開発	1式
(2) 画像データ作成（図面、写真等）	945枚
(3) 浄水場	16施設
(4) その他施設（取水施設、ポンプ場、配水池等）	125施設
(5) システム動作マニュアル作成	1式

2. システムの構築

(1) 現地踏査、資料収集

現地踏査を実施し、対象施設の確認を行う。また、施設の全景、各設備の銘板等の写真撮影をする。銘板に記録されている情報は、施設台帳を補完するものとしてデータ整備に活用する。

(2) 施設台帳データ整備

施設台帳の管理項目は名称、分類、能力仕様・形式、製造会社、設置場所、竣工年度、現在価格（更新費用）、法定耐用年数などを標準とし、その他必要な管理項目は協議にて決定する。

現地踏査で撮影した写真データについても施設台帳データの一部として参照可能となるよう整備を行う。

業務の目的を踏まえ、図面データの整備登録を行う。図面データの整備においては、CADデータを保有している図面は、JWCAD対応形式に変換し登録する。CADデータが入手できない場合は、完成図書の図面をスキャニングして登録をする。

施設台帳データはCSVファイルで出力出来るようにする。

受注者は、発注者が整備する固定資産台帳に必要なデータの提供、打合せ等を行い、所要の支援を行うものとする。

(3) データ更新の検討

発注者が維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法等について検討する。（閲覧・登録・変更・削除等）

(4) データバックアップ

システムデータは発注者が簡単な操作でデータバックアップが出来るようにすること。

(5) マニュアル作成

システムの構築後、維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法や実施体制について検討し、施設台帳システム利用・データ更新等のマニュアルを作成する。

第3章 成果品

1. 成果品

本業務の成果品は、次の通りとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 打合記録簿 1部
- (3) システム動作マニュアル 2部
- (4) 水道施設台帳システム 1式

・・・パーソナルコンピュータ本体、周辺機器、台帳システム

《パーソナルコンピュータ仕様》

- ・ノートパソコン型
- ・バッテリー駆動持続時間：6時間以上
- ・ディスプレイ：サイズ17インチ以上
ノングレア（非光沢）タイプ
解像度フルHD（横1920×縦1080ピクセル）以上
- ・DVDマルチドライブ（書き込み可）
- ・コネクタ類：下記の周辺機器と接続可能なインターフェースを持っていること
- ・CPU：INTEL Core i7相当（Core i7-10750H同等以上を想定）
- ・メモリ：16GB以上
- ・ストレージ：SSD 512GB以上
- ・グラフィック：NVIDIA GeForceGTX1080同等以上の描画能力を有していること
- ・OS：Microsoft Windows 10 Home（64ビット）インストール済みであること
- ・ソフトウェア：Microsoft Office インストール済みであること
PDFファイル編集ソフトがインストール済みであること

※OSについては最新バージョンのWindowsで最新のアップデート適用済みのものの納品を想定しており、詳細については協議し定めるものとする。

※CPU、グラフィック性能等については調達する製品により内蔵ハードウェアの可能な組合せが限定されるため、詳細は契約締結後に協議し定めるものとする。

《周辺機器仕様》

- ・マウス
- ・外付けSSDドライブ：512GB以上（USB3.0又はType-C接続のもの）

水道施設台帳整備業務委託

特記仕様書

伊賀市上下水道部

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、伊賀市上下水道部（以下「発注者」という。）が発注する水道施設台帳整備業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、発注者が保有する水道施設（以下「施設」という。）の台帳情報を汎用システムにより電子化し、適切に管理することを目的とする。

3. 履行期限

令和4年2月28日まで

4. 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報内容などを第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

第2章 業務概要

1. 作業項目及び対象数量

本業務の作業項目及び対象数量は以下の通りとする。

(1) 水道施設台帳システム開発	1式
(2) 画像データ作成（図面、写真等）	945枚
(3) 浄水場	16施設
(4) その他施設（取水施設、ポンプ場、配水池等）	125施設
(5) システム動作マニュアル作成	1式

2. システムの構築

(1) 現地踏査、資料収集

現地踏査を実施し、対象施設の確認を行う。また、施設の全景、各設備の銘板等の写真撮影をする。銘板に記録されている情報は、施設台帳を補完するものとしてデータ整備に活用する。

(2) 施設台帳データ整備

施設台帳の管理項目は名称、分類、能力仕様・形式、製造会社、設置場所、竣工年度、現在価格（更新費用）、法定耐用年数などを標準とし、その他必要な管理項目は協議にて決定する。

現地踏査で撮影した写真データについても施設台帳データの一部として参照可能となるよう整備を行う。

業務の目的を踏まえ、図面データの整備登録を行う。図面データの整備においては、CADデータを保有している図面は、JWCAD対応形式に変換し登録する。CADデータが入手できない場合は、完成図書の図面をスキャニングして登録をする。

施設台帳データはCSVファイルで出力出来るようにする。

受注者は、発注者が整備する固定資産台帳に必要なデータの提供、打合せ等を行い、所要の支援を行うものとする。

(3) データ更新の検討

発注者が維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法等について検討する。（閲覧・登録・変更・削除等）

(4) データバックアップ

システムデータは発注者が簡単な操作でデータバックアップが出来るようにすること。

(5) マニュアル作成

システムの構築後、維持管理の記録を効率的かつ確実にを行うため、データ更新方法や実施体制について検討し、施設台帳システム利用・データ更新等のマニュアルを作成する。

第3章 成果品

1. 成果品

本業務の成果品は、次の通りとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 打合記録簿 1部
- (3) システム動作マニュアル 2部
- (4) 水道施設台帳システム 1式

・・・パーソナルコンピュータ本体、周辺機器、台帳システム

《パーソナルコンピュータ仕様》

- ・ノートパソコン型
- ・バッテリー駆動持続時間：6時間以上
- ・ディスプレイ：サイズ17インチ以上
ノングレア（非光沢）タイプ
解像度フルHD（横1920×縦1080ピクセル）以上
- ・DVDマルチドライブ（書き込み可）
- ・コネクタ類：下記の周辺機器と接続可能なインターフェースを持っていること
- ・CPU：INTEL Core i7相当（Core i7-10750H同等以上を想定）
- ・メモリ：16GB以上
- ・ストレージ：SSD 512GB以上
- ・グラフィック：NVIDIA GeForceGTX1080同等以上の描画能力を有していること
- ・OS：Microsoft Windows 10 Home（64ビット）インストール済みであること
- ・ソフトウェア：Microsoft Office インストール済みであること
PDFファイル編集ソフトがインストール済みであること

※OSについては最新バージョンのWindowsで最新のアップデート適用済みのものの納品を想定しており、詳細については協議し定めるものとする。

※CPU、グラフィック性能等については調達する製品により内蔵ハードウェアの可能な組合せが限定されるため、詳細は契約締結後に協議し定めるものとする。

《周辺機器仕様》

- ・マウス
- ・外付けSSDドライブ：512GB以上（USB3.0又はType-C接続のもの）